

広報は綴って
保存しましょう
いつか役に立ちます
.....
再生紙使用



笑 顔があふれる—ふるさと公園—

主な内容

CONTENTS

人事短信・お知らせ	2~3
平成21年度工事予定	4~5
お知らせ	6~8
話題あれこれ・社協	9
保健・情報・文化財	10~14

区長、交通指導員

村づくりをサポートします

村づくりをサポートしてくれる、区長と交通指導員の皆さんを紹介します(敬称略)。

○区長

■平成21年度区長一覧

区	区長氏名	区	区長氏名	区	区長氏名
1	岩田 勝美	8	斉藤 邦夫	15	金井 文雄
2	小林 正吾	9	田口 常信	16	廣橋 久男
3	○ 森田 陽美	10	○ 岡部 良男	17	杉田 茂吉
4	小淵 辰雄	11	松本 豊	18	高橋 三子
5	猪俣 賢一	12	蜂巢 實	19	青山 敏雄
6	岡部 孝一	13	下里 勝也	20	若尾 克巳
7	△ 高橋 浩	14	◎ 笹澤 勉	21	阿久澤義雄

(注) ◎：会長 ○：副会長 △：会計

○交通指導員

■交通指導員一覧

区	氏名	区	氏名
1	◎ 高橋 康夫	9	内海 栄邦
2	小林 久行	12	清水 健一
3	安藤 幸二	13	一倉 英樹
4	田村 元信	14	○ 岩崎 良治
4	塩澤 敏則	16	石坂 和俊
5	小谷野俊明	19	青山 孝宏

(注) ◎：隊長 ○：副隊長



教職員人事異動

村内の小中学校教職員の異動を紹介します

4月1日付けで、村内の小中学校では次のとおり教職員の異動がありましたので紹介します(敬称略)。

○北小学校

■着任 須藤みどり(教諭) 林美穂(教諭) 鈴木裕実子(教諭) 志塚雅美(教諭) 平井彩子(教諭) 野中考司(事務主任)

■転任 宮下篤子(教諭/前橋荒子中) 山田弥生(教諭/榛東南小) 茂木昌枝(教諭/榛東南小) 大谷亮介(事務主任/伊勢崎あずま中)

○南小学校

■着任 岩井志津子(教諭) 池田真理子(教諭) 戸塚順子(教諭) 山田弥生(教諭) 茂木昌枝(教諭) 畠中保忠(教諭) 田島育子(事務主任)

■転任 今成敦子(教諭/吉岡町駒寄小) 栗田正之(教頭/前橋芳賀中) 吉村里香(教諭/藤岡神流小) 志塚雅美(教諭/榛東北小) 林晃(教諭/榛東中) 小池久美子(事務主任/渋川伊香保中) 飯塚勝恵(教諭/退職)

○中学校

■着任 吉田武志(教諭) 高橋裕行(教諭) 堀込裕(教諭) 秋山浩輝(教諭) 岡部隼人(教諭) 林晃(教諭) 清水明子(養護教諭)

■転任 石田均(教諭/渋川北中) 吉村正(教諭/高崎高松中) 遠藤俊爾(教諭/富士見原小) 日暮由貴(教諭/伊勢崎宮郷小) 畠中保忠(教諭/榛東南小) 澤野十三代(養護教諭/前橋天神小) 岩崎渡(教諭/退職)

国際交流協会会員募集と語学教室開催のお知らせ

○国際交流協会会員募集

村国際交流協会では、国際交流に関する各種行事・活動にご協力していただく平成21年度会員を募集します。年会費は、学生会員500円、一般会員1,000円、賛助・法人会員5,000円です。

○語学教室

平成21年度語学教室『英会話教室』と『中国語教室』の参加者を次のとおり募集します。

■英会話教室

- ・日程…7月6日、13日、27日、8月3日、10日、24日、31日、9月7日、14日、28日(7月20日、8月17日、9月21日を除く毎週月曜日。計10回)
- ・時間…午後7時～8時30分 ・場所…商工会館1階 小会議室(役場北側の建物)
- ・講師…鈴木穰先生(上武大学講師、英会話スクール主宰) ・内容…海外旅行や日常生活に役立つ英語

■中国語教室

- ・日程…7月10日、17日、24日、31日、8月7日、21日、28日、9月4日、11日、18日(8月14日を除く毎週金曜日。計10回)
- ・時間…午後7時～8時30分 ・場所…商工会館1階 小会議室(役場北側の建物)
- ・講師…姚勇先生 ・内容…簡単なあいさつや自己紹介など

■共通事項

- ・参加費用…どちらも受講料2,000円と国際交流協会の会費(すでに会費を納められた方は結構です)。
- ・申込方法…6月10日までに、村国際交流協会事務局へお電話でお申し込みください。

▶会員登録および教室受講を希望される方は、基地・財政課内国際交流協会事務局(☎54-2211 内線102)へ

不正大麻・けし撲滅運動

不正大麻・けし撲滅にご協力ください

不正大麻・けし撲滅運動が7月31日まで実施されています。この運動は、大麻やけしの害悪を認識していただき、不正栽培や野生の大麻・けしを撲滅しようとするものです。

大麻はマリファナとも呼ばれていますが、THC(テトラヒドロカンナビノール)という精神障害作用を起こす成分を含んでおり、法律により栽培がきびしく規制されています。この大麻は、昔から家庭で使われている麻(アサ)の原料となる1年生の草本植物で、次のような特徴があります。

■全草に独特の臭気(青くさみ)がある。

■茎は鈍四稜形、緑色で浅い縦溝がとっついていて、まっすぐに立ち、太さは親指ほどになり、高さは1～2.5mくらいになる。

■葉は3～9枚の小葉が集まって手のひら状となり、各小葉のふちはのこぎりの刃状に切り込んでいて、その先端は尖っている。葉は茎の下部では対生し、成長した茎の上部では互生している。

一方、けしには「ひなげし」や「おにげし」のように栽培してよいものと、法律により栽培が禁止されているものがあります。「ソムニフェルム種」、「セティゲルム種」、「ハカマオニゲシ」の3種類は、麻薬の原料であるモルヒネなどを含有しており、栽培が禁止されています。この3種類の中で、いままで県内で発見されているものは、ほとんどがソムニフェルム種ですが、次のような特徴があります。

■葉、茎ともに、ろう質の白っぽい緑色をしており、ほとんど無毛。

■茎は太く、しっかりしており、草丈は大きく、1m以上になることがある。

■葉は半ば茎を抱き、下部につく葉は細長であるのが基本形で、上部につく葉は心臟型をしており、葉のふちはぎざぎざになっており、その先端は尖っている。

■5～7月頃に直径が約10cmの白、赤、紫などの花が開き、花びらは4枚や八重咲きなど様々。

■花期が終わると楕円形または球形のさく果(けし坊主)をつける。

昨年、県内では、不正栽培の大麻が74,654本、栽培が禁止されているけし21,875本が発見されています。

▶不正に栽培されている大麻や、疑わしいけしを発見したときは、渋川保健福祉事務所(☎0279-22-4166)または渋川警察(☎0279-22-0110)へ

平成21年度250万円以上の工事予定概要調書

◆「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に基づき、平成21年度発注予定の公共工事を公表します。

番号	事業・工事名	場所	予定期間	事業・工事の概要
1	特定防衛施設周辺整備調整交付金事業 コミュニティ供用施設改修工事	広馬場	H21.8月～H22.1月	増築及び改修工事
2	観光案内板設置工事	新井	H21.8月～H22.9月	観光案内板の設置
3	相馬原演習場周辺道路改修等事業 金古広馬場線舗装補修工事	広馬場	H21.12月～H22.7月	舗装補修 L=800m
4	特定防衛施設周辺整備調整交付金事業 山子田北野2号線改良舗装工事	山子田	H21.10月～H22.3月	道路改良舗装 L=216m
5	特定防衛施設周辺整備調整交付金事業 下前30号線改良舗装工事	広馬場	H21.9月～H22.2月	道路改良舗装 L=120m
6	特定防衛施設周辺整備調整交付金事業 釈迦堂6号線改良舗装工事	山子田	H21.9月～H22.2月	道路改良舗装 L=98m
7	特定防衛施設周辺整備調整交付金事業 播磨1号線改良舗装工事	新井	H21.10月～H22.3月	道路改良舗装 L=185m
8	特定防衛施設周辺整備調整交付金事業 反田・御堀線外1改良舗装工事	長岡	H21.10月～H22.3月	道路改良舗装 L=150m
9	特定防衛施設周辺整備調整交付金事業 道城11号線改良舗装工事	長岡	H21.9月～H22.2月	道路改良舗装 L=107m
10	ふるさと農道緊急整備事業 井戸尻地区農道整備工事	広馬場	H21.11月～H22.2月	農道整備 L=210m
11	小規模土地改良事業 八之海道地区排水路改修工事	広馬場	H21.11月～H22.2月	排水路改修 L=250m
12	地域活性化・生活対策臨時交付金事業 梨子木9号線改良舗装工事	長岡	H21.7月～12月	道路改良舗装 L=200m
13	高渋バイパス関連配水管布設工事	新井	H21.6月～H22.3月	配水管布設 L=500.0m
14	村道道城11号線配水管布設工事	長岡	H21.9月～H22.3月	配水管布設 L=170.0m
15	村道釈迦堂6号線配水管布設工事	山子田	H21.9月～H22.3月	配水管布設 L=135.0m
16	村道南27号線外1配水管布設工事	広馬場	H21.9月～H22.3月	配水管布設 L=410.0m
17	県道高崎・安中・渋川線配水管布設工事	山子田	H21.9月～H22.3月	配水管布設 L=240.0m
18	村道八之海道1号線配水管布設工事	広馬場	H21.9月～H22.3月	配水管布設 L=150.0m
19	県道高崎・安中・渋川線配水管布設工事	山子田	H21.9月～H22.3月	配水管布設 L=200.0m
20	上水道制水弁設置工事	新井	H21.9月～H22.3月	制水弁設置
21	農業集落排水事業国庫及び単独第1工区 舗装復旧工事	広馬場	H21.5月～8月	舗装復旧 A=1,500.0㎡
22	農業集落排水事業国庫及び単独第2工区 舗装復旧工事	広馬場	H21.5月～8月	舗装復旧 A=3,000.0㎡
23	農業集落排水事業国庫及び単独第3工区 舗装復旧工事	広馬場	H21.5月～8月	舗装復旧 A=3,000.0㎡
24	農業集落排水事業国庫及び単独第4工区 管路工事	広馬場	H21.7月～11月	開削工法 L=500.0m VU150mm～VU250mm
25	農業集落排水事業国庫及び単独第5工区 管路工事	広馬場	H21.7月～11月	開削工法 L=6000.0m VU150mm～VU250mm VP75mm～VP100mm

番号	事業・工事名	場所	予定期間	事業・工事の概要
26	農業集落排水事業国庫及び単独第6工区管路工事	広馬場	H21.7月～11月	開削工法 L=4000.0m VU150mm～VU250mm VP75mm～VP100mm
27	農業集落排水事業国庫及び単独第7工区舗装復旧工事	広馬場	H21.7月～10月	舗装復旧 A=1,500.0㎡
28	農業集落排水事業国庫及び単独第8工区舗装復旧工事	広馬場	H21.7月～10月	舗装復旧 A=3,000.0㎡
29	農業集落排水事業国庫及び単独第9工区舗装復旧工事	広馬場	H21.9月～12月	舗装復旧 A=3,000.0㎡
30	農業集落排水事業国庫及び単独第10工区舗装復旧工事	広馬場	H21.9月～12月	舗装復旧 A=1,500.0㎡
31	農業集落排水事業国庫及び単独第11工区舗装復旧工事	広馬場	H21.9月～12月	舗装復旧 A=3,000.0㎡
32	農業集落排水事業国庫及び単独第12工区管路工事	広馬場	H21.11月～H22.3月	開削工法 L=4000.0m VU150mm～VU250mm VP75mm～VP100mm
33	農業集落排水事業国庫及び単独第13工区管路工事	広馬場	H21.11月～H22.3月	開削工法 L=350.0m VU150mm～VU250mm 推進工法 L=16.0m VU250mm
34	農業集落排水事業国庫及び単独第14工区管路工事	広馬場	H21.11月～H22.3月	開削工法 L=350.0m VU150mm～VU250mm 推進工法 L=16.0m VU250mm
35	農業集落排水事業国庫及び単独第15工区舗装復旧工事	広馬場	H21.11月～H22.2月	舗装復旧 A=3,000.0㎡
36	農業集落排水事業国庫及び単独第16工区舗装復旧工事	広馬場	H21.11月～H22.2月	舗装復旧 A=3,000.0㎡
37	公共下水道事業21-1工区管渠築造工事	新井・広馬場	H21.7月～H22.1月	開削工法 L=560.0m VU200mm
38	公共下水道事業21-2工区管渠築造工事	山子田	H21.7月～11月	開削工法 L=310.0m VU200mm
39	公共下水道事業21-3工区管渠築造工事	山子田	H21.11月～H22.2月	開削工法 L=420.0m VU200mm
40	公共下水道事業21-4工区管渠築造工事	山子田	H21.9月～H22.2月	開削工法 L=380.0m VU200mm
41	公共下水道事業21-5工区管渠築造工事	山子田	H21.11月～H22.2月	開削工法 L=340.0m VU200mm
42	公共下水道事業21-6工区管渠築造工事	山子田	H21.9月～H22.2月	開削工法 L=440.0m VU200mm
43	公共下水道事業21-7工区管渠築造工事	山子田	H21.9月～H22.2月	開削工法 L=400.0m VU200mm
44	公共下水道事業21-8工区舗装復旧工事	山子田	H21.7月～10月	舗装復旧 A=2,440㎡
45	公共下水道事業21-9工区舗装復旧工事	山子田	H21.11月～H22.2月	舗装復旧 A=2,120㎡
46	公共下水道事業21-10工区舗装復旧工事	新井	H21.11月～H22.2月	舗装復旧 A=6,200㎡
47	高渋バイパス関連特定環境保全公共下水道事業管渠築造工事	新井	H21.7月～11月	開削工法 L=40.0m VU200mm
48	南小学校耐震補強工事	広馬場	未定	校舎並びに講堂耐震補強工事
49	南部公園建設工事	広馬場	未定	南部公園の新設工事
50	耳飾り館塗装工事	山子田	H21.7月～8月	外壁塗装
51	福祉センター駐車場舗装工事	新井	H21.6月～8月	舗装432.9㎡ 外

介護保険

榛東村第4期介護保険事業計画と 老人福祉計画が策定されました

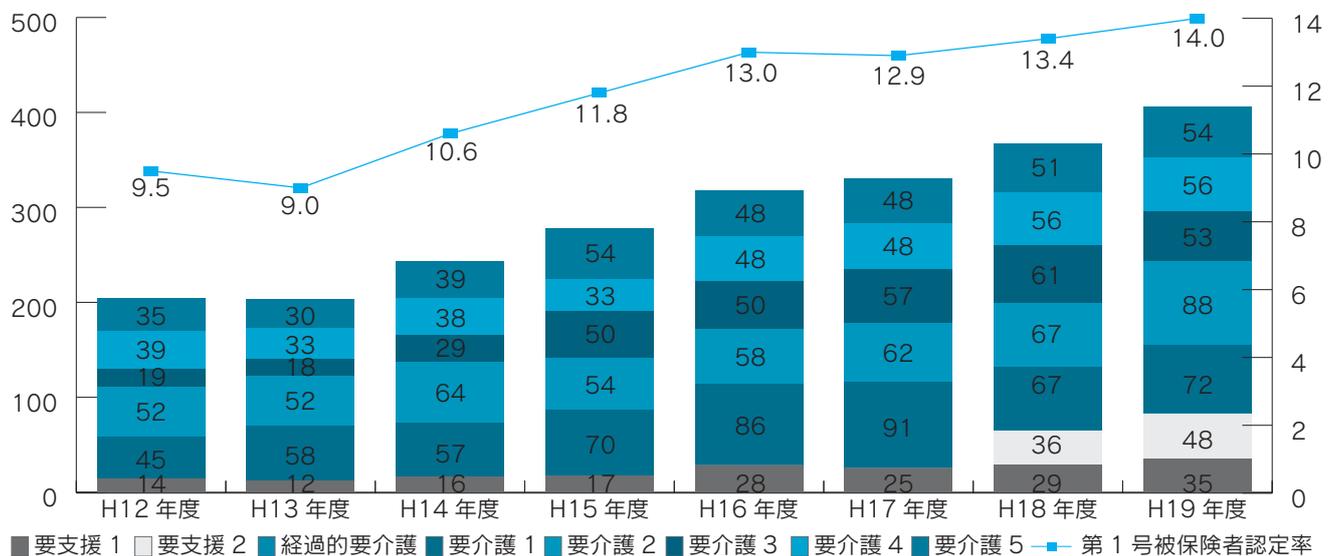
平成12年に導入された介護保険制度は、要介護者を社会的に支える仕組みとして着実に浸透・定着してきました。しかしながら、その一方で介護給付費の増大が続き、制度の持続可能性が懸念されており、第3期から導入された「予防重視型システム」により、要介護状態になる前の段階から継続的・効果的な介護予防サービスを推進する一方、住み慣れた地域で暮らし続けていくことができるよう、認知症高齢者対策の充実および施設サービスの重度者への重点化が進められています。

一方、社会情勢や価値観の変化などによって高齢者の生活像も変化してきており、これから迎える超高齢化社会においては、豊富な知識と経験をもつ高齢者自身がまちづくりの貴重な担い手として地域社会に貢献していくことが大きく期待されています。

本計画は、このような背景を踏まえ、今後も増え続ける高齢者が健康で生きがいをもって暮らし、社会の支援が必要になったときに適切なサービスが受けられる社会づくりの着実な実現に向け、計画的に策定するものです。

■要介護(要支援)認定者…平成19年10月現在の要介護(要支援)認定者は406人で、制度開始の平成12年以降、増加傾向にあります。高齢者に対する割合(認定率)もやや鈍化してきているものの上昇傾向を示しており、平成19年10月現在で14.0%となっています。

■要介護(要支援)認定者数の推移(各年度末現在) 単位：人・%



■給付費…介護保険サービスにおける給付費は51,949万円で、平成18年度と比べて2,995万円(6.1%)増加しています。サービス給付費全体のうち、介護予防サービス給付費(要支援1・2)は2,469万円(4.8%)、介護サービス給付費は49,480万円(95.2%)となっています。

■第3期計画における給付費の状況 単位：万円



■介護報酬改定(プラス3%)に伴う保険料上昇分が軽減されます…介護に従事する人の処遇改善のために、介護報酬が改訂されました。この改訂が反映し介護保険料も上昇しますが、急激な上昇とならないように、平成21年度から平成23年度までの介護保険料の上昇分のうち、介護報酬改訂に伴う上昇分について国が一部を負担し、被保険者の負担を軽減します。

■平成21年度介護保険料

所得段階別区分		保険料年額	保険料率
第1段階	生活保護受給者・老齢福祉年金受給者で、住民税非課税世帯の方	24,480円	基準額×0.5
第2段階	世帯全員が住民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が年間80万円以下の方	24,480円	基準額×0.5
第3段階	世帯全員が住民税非課税で、第2段階に該当しない方	36,720円	基準額×0.75
第4段階	住民税課税世帯で、本人が住民税非課税の方	48,960円	基準額
第5段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が200万円未満の方	61,200円	基準額×1.25
第6段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が200万円以上の方	73,440円	基準額×1.5

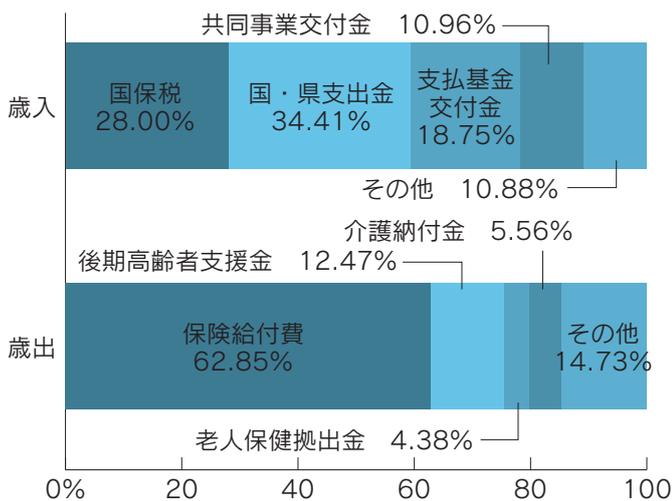
▶お問い合わせは、健康・保険課(☎54-2211 内線116・118)へ

課税率を引き上げることになりました

国民健康保険は、自営業の方など社会保険（協会けんぽや各種健康保険組合、共済組合など）加入者以外のすべての方が加入することになっている健康保険制度で、一般的に「国保」と呼ばれています。

この国民健康保険の会計は、一般会計から分離され、特別会計によって処理されていることになっています。歳出は、加入者の皆さんが医者などにかかったときに支払われる保険給付費や後期高齢者支援金、老人保健拠出金、介護納付金などが中心となっていて、これらの費用をまかなう歳入は、加入者の皆さんにご負担いただく国民健康保険税や国・県支出金、支払基金交付金などで構成されています（グラフ1参照）。

■グラフ1：平成20年度歳入歳出構成割合（見込み）



ところで、本村の国民健康保険を取り巻く環境は大きく変化してきています。グラフ2は、平成15年から平成19年までの加入者数や国保会計の歳入歳出決算額、国民健康保険基金の年度末残高をグラフにしたものです。グラフが示すとおり、加入者数は増加傾向にあり、国保会計の歳入歳出決算額も大きくふくらんでいます。これは、1人あたりの療養諸費用額※1（グラフ3参照）が増加傾向にあるためです。一方で、国保税納付額は加入者の年間所得などの減少により横ばい状況にあり、療養諸費用額との収支のバランスが崩れている状況にあります。

こういった状況のなか、国民健康保険税については平成17年度に改正して以来、課税率の引き上げは見送られてきました。しかしながら、平成20年度末時点における国民健康保険基金残高は3万円余りとなり、平成21年度予算を編成するにあたって、歳入額が大きく不足することとなったため、やむを得ず課税率を引き上げさせていただきますことになりました。

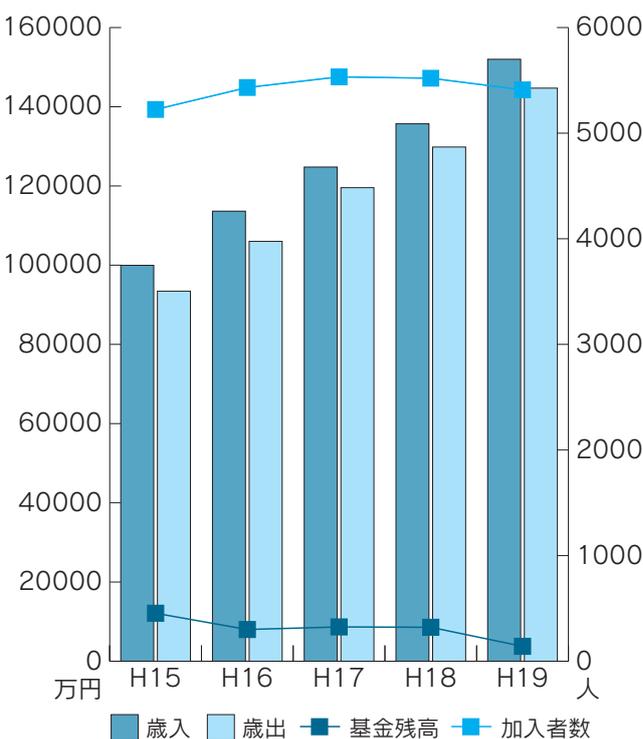
※1 療養諸費用額とは、医者などにかかったときに支払われる加入者の一部負担金および国民健康保険特別会計から給付される療養給付費などの合計額。

引き上げ後の課税率は、表1に示すとおりで、平成21年度課税分から適用させていただきます。村でも、より一層の適正給付に努めてまいりますので、今後とも納税にご協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

■表1：改正前後の国保税率表

区分	医療給付分		後期高齢者支援金分		介護納付金分	
	改正前	改正後	改正前	改正後	改正前	改正後
所得割	6.0%	7.1%	1.5%	1.8%	0.8%	1.1%
資産割	45.0%	45.0%	15.0%	15.0%	6.0%	6.0%
均等割	17,500円	22,500円	5,500円	7,200円	7,200円	9,300円
平等割	18,000円	24,000円	6,000円	6,800円	4,800円	6,500円
最高限度額	470,000円	470,000円	120,000円	120,000円	90,000円	100,000円

■グラフ2：歳入・歳出・基金残高・加入者数の推移



■グラフ3：1人あたり国保税納付額および1人あたり療養諸費用額の推移



▶お問い合わせは、健康・保険課（☎54-2211 内線118）、または税務課（☎54-2211 内線111）へ

住民税の特別徴収

平成21年度から村県民税(住民税)の 公的年金からの引き落とし(特別徴収)が始まります

平成21年10月以降に支払われる老齢基礎年金などの公的年金から村県民税の特別徴収(公的年金からの引き落とし)が始まります。現在、納付書や口座振替により納めていただいている村県民税のうち、公的年金所得に係る分が公的年金支給額から引き落とされます。

○対象となる方

4月1日現在で、65歳以上の公的年金受給者のうち、村県民税の納税義務のある方が対象となります。ただし、次の方については対象となりません。

- 介護保険料が年金から引き落とされていない方
- 引き落とされる村県民税が老齢基礎年金の額を超える方 など

○対象となる年金

老齢基礎年金または昭和60年以前の制度による老齢年金、退職年金などが対象となります。障害年金や遺族年金などの非課税の年金からは村県民税の引き落としはされません。

○引き落としが中止となる場合

引き落とし開始後、榛東村外へ転出された場合や、村県民税の税額が変更となった場合、年金の支給停止などが発生した場合は、引き落としが中止となります。

その場合は、普通徴収(納付書で納付する方法)により納めていただくこととなります。

○引き落としの開始は10月分の年金から

引き落としの開始は、平成21年10月支給分の公的年金からとなります。そのため、平成21年度の住民税額のうち半分については、平成21年6月と8月に、これまでどおり納付書または口座振替により納めていただくこととなります。

○引き落としの例

(例)村県民税の「年税額」が6万円(年金所得のみ)の場合

■これまでの納め方

納付書または口座振替で納める(普通徴収)						
月	4月	6月	8月	10月	12月	2月
税額		1万5千円	1万5千円	1万5千円	1万5千円	
算出方法		1/4	1/4	1/4	1/4	

■平成21年度の納め方

納付書または口座振替で納める(普通徴収)			年金から引き落とし(特別徴収)			
月	4月	6月	8月	10月	12月	2月
税額		1万5千円	1万5千円	1万円	1万円	1万円
算出方法		1/4	1/4	1/6	1/6	1/6

■平成22年度以降の納め方

年金から引き落とし(特別徴収)						
月	4月	6月	8月	10月	12月	2月
税額	1万円	1万円	1万円	1万円	1万円	1万円
算出方法	前年度2月と同じ額			22年度の年税額の残り1/3ずつ		

▶お問い合わせは、税務課(☎54-2211 内線109)へ

税務署からのお知らせ

納税者の皆さまからの電話による国税に関するご質問・ご相談は、平成20年11月4日(火)から、国税局「電話相談センター」でお受けしております。

これにともない、税務署の代表電話が自動音声案内に変わっております。

具体的な操作については、音声案内に従っていただきますようお願いいたします。

また、税務署での面接相談は、十分な相談時間をもって対応するため、「事前予約制」としておりますので、あらかじめご了承願います。

(注)予約の際には、お名前・ご住所・ご相談の内容などをおうかがいたします。

なお、税金の納付相談や確定申告期において申告作成会場へお越しいただく際には、事前の予約は必要ありません。

▼お問い合わせは、高崎税務署 代表電話(☎027-322-4711 自動音声案内)へ



春のシルバー見守り隊

社会福祉協議会では、昨年引き続き、入学したばかりの1年生を対象に、北小学校および南小学校においてシルバー見守り隊を実施しています。

まだ通学に慣れていない1年生の児童に同行することにより、防犯と安全を兼ねて見守りを行っています。また、高齢者と児童の交流の場となることを目的としています。

シルバー見守り隊の方は、ベストを着用して活動しています。



戦没者慰霊祭

299柱の英霊をしのぶ

4月22日、南部コミュニティセンターにおいて、戦没者慰霊祭がしめやかにとり行われました。

この慰霊祭は、戦争で尊い命を失った英霊をしのぶため、毎年この時期に開催されています。今年も多くの遺族らが参加し、来賓者と遺族代表者から慰霊の辞が述べられたあと、参加者全員が献花を行いました。

献花終了後、自衛隊第12音楽隊による慰霊演奏を聴きながら、参加者全員で英霊をしのんでいました。



安全安心ウォーキング

桜の下で出発式

駐在所連絡協議会による安全安心ウォーキングの出発式が、4月8日、北小学校の校庭で行われました。

下校時の子どもを見守ることを目的として行われる同ウォーキング。この日は駐在所長と教育長も参加し、満開の桜の下、ウォーキングに出発しました。

社会福祉協議会からのお知らせ

■心配ごと相談

- ・日時 6月12日(金)
午後1時30分～午後3時30分
- ・場所 商工会館 1階和室

■無料法律相談

- ・日時 5月22日(金)
午後1時30分～午後4時30分
- ・場所 福祉センターささえのの家
- ・相談員 群馬弁護士会会員
- ・相談時間 ひとり約30分

※必ず電話(☎55-5294)で事前予約をお願いします。

■ふれあい館休館日

5月25日(月)
6月8日(月)

※毎月第2・第4月曜日が定休日
(休館日が祝日の場合は翌日)

お問い合わせ
社会福祉協議会
ゴーフクシ
☎55-5294
イイフロ
☎54-1126

お元気ですか 保健相談センター です

～お詫びと訂正～

広報しんとう4月号7ページ、「被用者保険制度に加入している方(被扶養者を含む)で」とありますが、正しくは、「被用者保険制度に加入している被扶養者の方で」です。お詫びして訂正いたします。

歯の健康にひと

6月4日から1週間は、むし歯予防デーです。口腔内のトラブルの代表でもあるむし歯と歯周病についてお話しします。

◇むし歯とは

口腔内にすむ、むし歯菌のつく酸が歯を溶かし始めることを言います。この時、歯に付着した歯垢(プラーク)を栄養源にしています。

■むし歯予防

- ・こまめに歯磨きをしましょう。乳幼児は、保護者が仕上げ磨きをしましょう。また、フッ素入り歯磨き粉を使うことで、むし歯菌の働きを抑制し歯の質を強くします。
- ・3食規則正しく食べ、だらだらと間食をしないようにしましょう。
- ・よく噛んで食べましょう。唾液が増え、唾液中のリン酸やカルシウムが、初期のむし歯を自然に修復してくれます。

◇歯周病とは

歯周病とは、「歯槽膿漏(しそうのうろう)」と呼ばれ、歯のすき間などにたまった歯垢の細菌が毒素を出し、歯を支える歯周組織(歯ぐき、歯の周囲の骨など)が炎症によっておこされる病気です。さらに、炎症が広がり、歯の周囲の骨が溶けて歯が抜けてしまいます。また、

歯周病による歯ぐきの炎症部の細菌が血管に入り、血液を介して全身に様々な病気を引き起こします。例えば、心臓病や脳卒中、糖尿病の発症があります。しかし、歯周病は、初期は症状がなく放置されがちです。そこで、この機会に自分の歯の健康について確認してみましよう。

■歯周病の症状

- ・歯ぐきがむずがゆい感じがある
- ・朝起きた時、口の中が粘ついたりする
- ・歯磨きの時、歯ぐきから出血することがある
- ・水を飲むと歯や歯ぐきがしみる
- ・歯ぐきが赤くはれたり、痛みがあり、押すと血やうみがでる
- ・口の中の嫌なにおいがある
- ・歯に歯石がたまっている
- ・歯ぐきがぐらぐらと動く感じがして、物がかみきれない
- ・歯と歯ぐきの間によく食べ物が入りやすくなる

◇歯周病予防のポイント

- ・こまめに歯磨き：歯を1〜2本ずつ磨きながら、歯と歯肉の間にたまったかすをみ出すようにすると効果的です。
- ・定期的に歯科医院を受診：歯磨きで取り除けなかった歯垢は歯石になります。歯石は、歯磨きで除去できません。

お知らせ

◇歯周疾患検診

村では、40歳、50歳、60歳、70歳の方を対象に歯周疾患検診を実施します。対象の方には通知をしますので、ぜひ、受診してください。自分の歯や歯ぐきなどの健康状態を確認してもらいましょう。

◇幼児健診でのフッ素塗布

4月から、1歳6カ月児健診、2歳児健診、3歳児健診でフッ素塗布を実施しています。昨年実施したフッ素塗布は廃止になりましたので、ご家庭に用紙をお持ちの方は破棄してください。フッ素は、毎日の飲食からでは、むし歯を予防するのに必要な量を摂取することが困難です。ぜひ、健診を受診しましょう。

●6月休日当番医●

	内科	外科	耳鼻科	歯科	
7日	塚越クリニック (渋川) ☎60-7700	竹内小児科 (吉岡) ☎30-5151	加藤整形外科医院 (行幸田) ☎20-1007	森医院 (石原) ☎23-8733	ほしかわ歯科医院 (石原) ☎24-8835
14日	石北医院 (渋川) ☎22-1378	入内島内科医院 (半田) ☎60-7322	北条外科胃腸科医院 (吉岡) ☎54-6870	小野上歯科診療所 (小野上) ☎59-2493	
21日	大井内科クリニック (吉岡) ☎30-5575	井口医院 (金井) ☎25-1100	井野整形外科リハビリ内科 (吉岡) ☎30-5255	川島医院 (渋川) ☎22-2421	永井歯科医院 (赤城) ☎56-8854
28日	阿部医院 (八木原) ☎25-1211	本沢医院 (石原) ☎23-6411	とまるクリニック (金井) ☎26-7711	清水歯科医院 (吉岡) ☎54-3413	

※耳鼻科の診療時間は正午までです。 ※ <http://shibukawa.gunma.med.or.jp/i.htm> ※夜間急患診療所(午後7時～11時、年中無休)☎23-8899

暮らし の情報

募集

募集

県職員採用I類・II類試験

■第一次試験：6月28日(日)
 受験資格 ○I類：昭和55年4月2日から昭和63年4月1日までに生まれた人、または昭和63年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法による大学(短期大学を除く)などを卒業(見込含む)した人 ○II類：昭和57年4月2日から平成2年4月1日までに生まれた人
 ■出願期間：5月25日(月)まで

榛東村職員採用試験

- 採用予定人員…若干名
- 職務内容…一般的な行政業務
- 受験資格
 昭和58年4月2日から昭和63年4月1日までに生まれた者で、平成22年3月31日までに学校教育法による大学(短期大学を除く)を卒業した者(見込含む)
- 試験…1次試験および2次試験
- 試験の方法
 1次試験…教養試験
 2次試験…口述試験、作文試験、適性試験など
 身上調査…申込記載事項の真否など
- 試験日時・場所
 1次試験…7月26日(日)午前9時から
 2次試験…8月23日(日)午前8時から
 ※1次・2次試験共に会場は榛東村集センター(榛東村山子田2035-1)で行います。
- 受験申込…受験申込用紙は5月25日から役場総務課で配布。郵便で請求する場合は、封筒の表に「採用試験受験申込用紙請求」と朱書きし、120円切手を貼った宛先明記の返信用封筒(A4版の入るもの)を同封のうえ、総務課人事職員係宛に郵送して下さい。
- 申込受付期間…6月1日(月)から6月15日(月)まで(当日消印有効)
- ▶受験申込用紙の請求およびお問い合わせ
 〒370-3593
 群馬県北群馬郡榛東村山子田1258-1
 榛東村役場 総務課 人事職員係
 ☎0279-54-2211(内線104)
<http://www.vill.shinto.gunma.jp/osirase/saiyou>

願方法：所定の出願用紙 ※ぐんま電子申請受付サービス(<http://www.e-gunma.lg.jp>)でも申込可
 ■受験案内・出願用紙配布場所：県庁県民センター、各行政事務所など
 ■その他：試験に関する情報は県職員採用案内ホームページ(http://www.pref.gunma.jp/cts/contents?CONTENTS_ID=27009)でもご覧になれます
 ▼お問い合わせは、県人事委員会事務局(☎027-226-2744)へ

■対象：身近な公共施設などでの自主的な花緑植栽活動や美化・保全活動を年3回以上行う、

花と緑のクリーン大作戦 参加団体募集

構成員が10人以上の団体
 ■活動内容 ○花と緑のクリーン大作戦：河川や道路の草刈り、公施設などへの花緑植栽活動など(こみ拾いのみの活動は含みません) ○里山平地林クリーン大作戦：里山や平地林の整備・植栽、県産材による簡易な柵や看板の設置など ○耕作放棄地クリーン大作戦：耕作放棄地の花の景観づくり、農地の復旧、農業用排水路の草刈りや植栽
 ■助成：参加団体になると、自治会やボランティア団体などには奨励金として2万円が交付されます。また、助成の対象にならない企業や学校などを含め、県ホームページで団体名と活動内容を紹介します
 ■申込期限：6月1日(月) ■申込方法：所定の申込用紙 ■申込用紙

紙配布場所：県庁都市計画課、渋川土木事務所、役場 ▼お問い合わせは、県庁都市計画課(☎027-226-3543)へ

知 お知らせ

トマトの黄化葉巻病まん 延防止にご協力ください

■トマトの黄化葉巻病は、トマト栽培に大きな被害を与える病気で、体長0.8mmの害虫「タバコナジラミ」によって伝染するウイルス病です。この病気は人に感染することなく、また、感染したトマトを食べても健康に影響はありません。トマトの黄化葉巻病は、タバコナジラミを介して発病株から健全株へ急速に感染が広がる恐れがあります。そのため、蔓延防止には農家だけでなく、家庭菜園でトマトを栽培している方の協力も不可欠です。 ■ご家庭でトマトを栽培されている方へ ○トマトの新芽付近の葉がふちから黄色になり、葉の表に巻きあがる症状がでたら黄化葉巻病が疑われます。この病気は治らないので株を抜き取り適切に処分してください。 ○症状は

ます ▼お問い合わせは、渋川地区農業指導センター(☎23-1321)、または産業振興課(☎54-2211 内線202)へ

国保加入者の人間ドックの費用を助成します

村では、国民健康保険加入者を対象に集団健診を実施していますが、国保加入者で今年度中に人間ドックを受診(または受診予定)した方は、集団健診の受診は不要です。また、30歳以上の国保加入者が人間ドックを利用した場合、2万円を上限として費用の助成を行っております。なお、40歳から74歳までの特定健診対象者が費用の助成を受けようとするときは、特定保健指導の必要の有無を判断するため、人間ドックの受診結果の写しを提出してください。 ▼お問い合わせは、健康・保険課(☎54-2211 内線118)へ



暮らしの情報

知

お知らせ

介護の相談のお知らせ

渋川保健福祉事務所では、精神科医師、保健師によるこころの相談を実施しています。■日時：毎月第1・第3火曜日 午後1時～3時 ■場所：渋川保健福祉事務所 相談室(所外相談は各市町村にお問い合わせください) ■申込：事前に電話などでご予約をお願いします

	第1火曜日	第3火曜日
6月	2日	16日(渋川市)
7月	7日(榛東村)	21日
8月	4日	18日(渋川市)
9月	1日	15日
10月	6日	20日(渋川市)
11月		17日
12月	1日	15日(渋川市)
1月	5日	19日
2月	2日(榛東村)	16日(渋川市)
3月	2日	16日

▼お問い合わせは、渋川保健福祉事務所 保健係 ☎0279-22-4166(入)

自動車税は早めに納めましょう

自動車税は毎年4月1日現在、運輸支局に登録されている自動車の所有者に課税されます。5月上旬に送付される納税

通知書により納期限までに納めてください。■納期限：6月1日(月) ■納税場所：金融機関、郵便局、コンビニエンスストアなど ▼お問い合わせは、渋川県税事務所 ☎22-4050、または税務課 ☎54-2211 内線112(入)

都市計画区域の整備、開発保全の方針の変更について

榛東村都市計画区域の整備、開発、保全の方針について変更案がまとまりましたので、次のとおり変更案の縦覧を行います。■縦覧期間：5月29日(金)まで ■縦覧場所：役場建設課、県都市計画課、渋川土木事務所 ▼お問い合わせは、建設課 ☎54-2211 内線207(入)



電波のルールを守りましょう

総務省では、6月1日から10日までの「電波利用環境保護周知啓発強化期間」として、電波を正しく利用していただくための周知・啓発活動及び不法無線局の取締りを強化しています。安全で豊かな社会を実現するた

めに、電波はルールを守り、正しく使しましょう。▼お問い合わせは、関東総合通信局 ☎03-6238-1939(入) ○テレビ・ラジオの受信障害 ☎03-6238-1945(入) ○地上デジタル放送の受信相談 ☎03-6238-1944(入)

自転車のマナーアップ 運動強化月間

5月は自転車のマナーアップ運動強化月間で、県民総ぐるみによる運動を実施します。自転車による交通事故が年々増加しています。交通ルールを守り、自転車の交通事故を防止しましょう。■運動の重点 ○交通ルールの遵守とマナーの向上 ○歩道通行時の歩行者保護意識を高める ■自転車利用者は：車道では左側通行をする、信号を守る、一時停止を守る、歩道では歩行者優先を徹底する、など交通ルールの遵守と安全確認の徹底をこころがけましょう。■家庭では：自転車事故の危険性や迷惑行為について話し合い、日ごろからブレーキやライトなどの点検整備を行います。また、幼児などを自転車に同乗させるときや自転車を運転させるときは、乗車用ヘルメットを着用させましょう

あなたの暦 広報カレンダー

※行事・時間・場所・問合せ先の順で掲載されています

火	月	日	土	金	木	水	火	月
9	8	7	6	5	4	3	2	6/1
PM1:00~1:30 高齢者ふれあい教室 中央公民館 公民	PM1:30~2:30 健康相談 保健相談センター 保セ	AM8:30~11:30 特定健診 AM8:30~11:30 第6回村民パトミント大会 南部コミセン 保セ AM8:30~ スポーツアリーナ 教育	AM8:30~11:30 特定健診 中央公民館 保セ	AM8:30~11:30 特定健診 中央公民館 保セ PM1:30~ 農地相談 中央公民館 農業		PM1:30~ 園芸教室 中央公民館 公民	AM8:30~11:30 特定健診 南部コミセン 保セ	PM1:30~2:30 健康相談 保健相談センター 保セ
木	水	火	月	日	土	金	木	水
25	24	23	22	21	20	19	18	17
	PM1:00~1:30 乳児健診 保健相談センター 保セ		PM1:30~2:30 健康相談 保健相談センター 保セ	AM9:00~ 第34回村民バスケットボール大会 スポーツアリーナ 教育		PM1:00~1:30 3歳児健診 保健相談センター 保セ	AM9:45~10:00 すくすく教室 保健相談センター 保セ	PM1:30~3:00 人権相談日 楽集センター 楽集

無料の多重債務相談窓口

前橋財務事務所では、多重債務相談窓口を開設しています。相談員が電話や来庁で相談を受け、必要に応じて法律専門家に引き継ぎを行っています。■財務省 関東財務局 前橋財務事務所 総務課 多重債務相談窓口：☎027-221-4495(相談窓口直通) ■受付時間：月曜～金曜 午前8時30分～正午 午後1時～4時30分(祝祭日を除く)

ねんきん定期便をお送りします

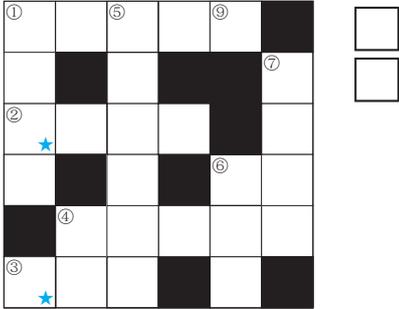
社会保険庁では、平成21年4月から、国民年金・厚生年金の現役加入者の皆さまに「ねんきん定期便」を毎年誕生日にお送りいたします。■ねんきん定期便では、○これまでの年金加入期間と年金加入履歴 ○加入実績に応じた年金見込額 ○これまでの年金保険料の納付額 ○月ごとの年金保険料の納付状況などをお知らせします。ねん

きん定期便により年金記録をご確認いただき、年金記録にもれや誤りがあった場合には、同封の回答票にてご回答をお願いいたします。皆さまの大切な年金記録を正しいものにするため、ねんきん定期便による年金記録のご確認に、皆さまのご協力をお願いいたします。▼お問い合わせは、ねんきん定期便専用ダイヤル(☎0570-0581555)へ <http://www.sia.go.jp/top/kaikaku/kiroku/teikbin/index.html>

図書券が当たる!? 広報クイズ

今月もがんばってください。家族みんなで解いてね。応募方法は、新聞広告の余白やメモ用紙に答えを書き、住所、区、氏名、年齢、世帯主名を明記して、北小、南小、榛中、中央公民館に置いてある箱に入れるか、役場までお送りください。郵送でも結構です。

また、村政に関するご意見や要望、質問などがありましたら同様にお願いします。締め切りは、5月31日、正解者の中から抽選で7名の方に図書券をお贈りします。

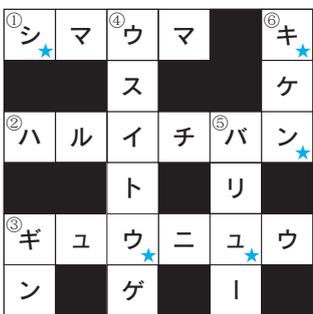


- ★をつなげてください。ひとつの言葉になります。応募する紙には、その言葉だけを答えとして記入してください。(ヒント…最も昼が長い日)
- ① まんまるな月のこと
- ④ ゆるやかに盛り上がった土地
- ⑤ 学生が着る服
- ⑥ サツカーでキーパー以外の人が手を使う反則のこと
- ⑦ かかとの上にある筋。一腱

タテのカギ

- ① パンにぬります。動物性はバター、植物性は?
- ② ゲームセンターを略して
- ③ 角が4つある直線で囲まれた図形
- ④ 守備はディフェンス。攻撃は?
- ⑥ 天気の様子。一、曇り、雨

ヨコのカギ



◆ 前回の答えと当選者
広報4月号のクイズの解答は、全部で13通寄せられ、全通が正解でした。抽選で次の7人の方に500円相当の図書券を贈ります(敬称略)。
高橋洋匡(2区) 小林幸絵(2区) 星野恵美子(3区) 森田美羽(8区) 小山祐樹(9区) 柄澤京子(12区) 和田靖(13区)

シンのクイズ

ダイヤルメモ

役場	54-2211
教育委員会	54-2765
社会教育施設等管理事務所	54-2573
商工センター	54-8534
保健相談センター	54-2318
南都部集	70-8052
楽児館	54-0488
耳飾り館	54-0031
ふれあい館	54-7933
社会福祉協議会	54-1133
ふるさと	54-1126
	55-5294
	54-2488

問い合わせ

子育て・子育て支援課	保育士・保健相談センター
住民生活課	社協・社会福祉協議会
教育委員会	教育委員会
公民館	公民館
農業委員会	農業委員会
楽集センター	楽集センター

火	月	日	土	金	木	水
16	15	14	13	12	11	10
	PM 1:30~2:30 健康相談 PM 3:30~5:00 楽集シネマ	AM 8:00~ スポーツアリーナ教育 第33回村民バレーボール大会	PM 7:30~9:30 カラオケ教室 PM 7:30~9:30 楽集センター 楽集	AM 10:00~12:00 エアロビクス教室 PM 1:30~3:30 心配ごと相談 PM 1:30~4:00 行政相談	PM 1:30~2:00 ポリオ PM 7:30~9:30 保健相談センター 保セ	PM 1:30~3:30 園芸教室 中央公民館 公民
		火	月	日	土	金
		30	29	28	27	26
		PM 1:30~2:30 高齢者ふれあい教室 中央公民館 公民	PM 1:30~2:30 健康相談 PM 7:30~9:30 保健相談センター 保セ		PM 7:30~9:30 カラオケ教室 楽集センター 楽集	AM 10:00~12:00 ウォーキング PM 1:30~4:30 無料法律相談 ささえの家 社協

文化財探訪



村指定文化財(昭和46年指定)

聖宮神社太々神楽

昔、神社社殿が再建された祝典に、領主、桃井播磨守直常が家臣を引き連れて参拝し、神前に馬上武術を奉納したといわれ、その後毎年4月15日を祭典の日と定めて神楽を奉納する習わしとなったと言われている。また、この神楽は、山子田常将神社、吉岡町三宮神社へ伝承している。

舞の数は48座あるが、近年奉納されているのは半分程で、秋の祭典日は10月9日である。

広報しんとう 2009年5月号 Vol.459
 発行：榛東村役場 編集：総務課
 〒370-3593 群馬県北群馬郡榛東村大字山子田1258番地1
 ☎0279-54-2211
 ホームページアドレス <http://www.vill.shinto.gunma.jp/>

人口と世帯

(4月1日現在)

総人口	14,708人(-127)
男	7,497人(-87)
女	7,211人(-40)
世帯数	5,050戸(-66)

()は対前月

村内の交通事故

(4月末日現在の累計)

事故件数	20件(+1)
死者	0人(±0)
傷者	26人(+5)

※ ()は前年同期対比

シートベルトは必ず着用しましょう